

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/02/29 Vol. 25 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市市議会 3月定例会が開催されます。

今回の定例会は1日(水曜日)から24日(金曜日)まで行われます。

(3月定例会では、平成12年度印西市各会計予算審議や介護保険施行に伴う条例の審議、地方分権一括法に伴う条例の審議他についての審議が行われます。)

「ぐんじとしのり」は、1日(水曜日)午後1時位から(正確な時間は不確定です。)

住民基本台帳法改正と個人情報保護、介護保険制度のあり方を中心にまちづくり研究会

(代表:松本隆志)を代表し、代表質問(90分)に立ちます。(その内容は後述します。)

お時間があるかたは、是非とも傍聴にお越しく下さい。

傍聴を希望される方は、印西市役所5階にて諸手続きを行い、傍聴券の交付を受け、傍聴を行うこととなります。尚、定員は36名です。よろしくお願い致します。

ぐんじとしのり 3月定例会 代表質問内容

以下の内容を議会事務局に既に提出し、今回の議会で質問に立ちます。

3月議会質問に関して

1) 住民基本台帳法改正と個人情報保護条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、昨年8月12日に参議院本会議で賛成多数で可決され、改正住民基本台帳法は、同月18日に公布されました。この法律の改定により、子供を含む全ての国民の住民票に10桁の番号が付けられ、住所、氏名、性別、生年月日の4情報が全国の自治体をつなぐコンピュータ網にのせられ、公益法人の全国センターが管理することになります。

(1) 台帳には住所、氏名、性別、生年月日の4情報など住民票に記載された情報が記載された情報が記載されていると思いますが今回の住基法改正により、更に「住民コード」が記載されるようになりました。

() 県知事から住民票コードの指定通知があったか?なければ、いつ頃になりそうか?

() この住基法では居住している自治体への登録目的としているが、改正法では全国ベースの登録の目的に変えてしまっている。これは明らかに地方分権をうたった憲法にも抵触すると思うが、市長はどのように思うか?

また、そもそもこの住民基本台帳の仕組みのなかで、一定の個人情報を台帳に記録すること自体がプライバシーの権利を侵害しないかに問題があると思う。現在、住基法11条により住民票に記載された情報のうち、住所、氏名、性別、生年月日に関しては誰でもがその部分の写しの閲覧を請求することができるとなっているが、

() 住民基本台帳の第3者による閲覧目的 及び その実績 そして不当な目的であると判断し、請求を拒否した例を提示して下さい。

- (2) 改正住基法では、国民のプライバシーを侵害する危険があるように感ずる。その為に印西市においては早急な条例（個人情報保護条例）の施行が望まれる。
- () 個人情報の収集に当たっては「プライバシー」を十分に配慮し、先進の地方自治体のように定義をすべきであると考えが、検討はされているか？
 - () 個人情報の処理を伴う事務を委託しようとする時には具体的な個人情報保護に対する策の検討はされているか。
 - () 自己に対する個人情報の開示請求についてはどのように取り組むつもりか？

2) 介護保険（成年後見制度と苦情処理に関して）の取り組みについて

- (1) 成年後見制度について（ぐんじ 注 / 成年後見制度については後述します。）
- () 印西市内の独居老人の数は何名か？
 - () 印西市では「成年後見制度」の実施についてはどこまで準備ができていますか？
 - 人材養成と人員確保はできているか？
 - 制度の周知と制度の申立てにわたる一連のプロセスは充分できているか？

(2) 苦情処理への対応について

介護サービスの実施後、契約の解釈や履行をめぐる多くのトラブル（例えば、ヘルパーの対応が悪い、訪問看護婦の看護の時間が短いであるとか）があると予想されるが、その苦情処理機関は都道府県に1箇所であると聞いている。また、法183条では「保険給付に関する処分」と「保険料徴収に関する処分」については審査請求できることになっているが、それ以外の「不服」は行政処分の対象ではなく審査請求の対象になっていない。仮に再審査請求が出た後に、訴訟に発展し、判決まで数年かかることを予想すれば、現在の審査請求の制度が適切かどうか疑問を呈する。

- () 即効性のある苦情処理の方法として印西市の対応はどのように考えているか？

3) 牧の原駅圏の将来について

- (1) 北口の開発は始まるようだが、人が住む南口への対応は？
- (2) 都市計画に変更はないか。あれば周知されるのか？

成年後見制度について

成年後見制度とは、一口で言うならば、「保護を要する成年者に対する新しい理念を持った援助の制度である」、ということが出来ます。何が新しい理念なのかといえば、**ひとつはノーマライゼーション**（障害者だ高齢者だということで特別視することなく、みんな我々の仲間として一緒に共生し、できるだけ社会的な行事にも参加させて、普通の人と同じノーマルな生活を送ろうということです。）**の確立です**。もうひとつは自己決定権の尊重です。自己決定権の尊重とは、別の言葉では残存能力の活用ともいいます。たとえ痴呆の進んだ人であっても人格はあるわけですから、少しでも能力がある限りその人格の発する自己決定を可能な限り尊重していくということです。

今年、民法が改正され、本人の自己決定をより尊重する制度として、「任意後見制度」についても新法が作られます。この制度の主な特徴をまとめてみますと、つぎのようになります。

*** 判断能力が減退する前に、将来サポートしてくれる人を選んでおけるようになること。**
*** 判断能力が少し減退した状態からでも、法的なサポートが受けられるようになること。**
*** 財産管理的側面だけでなく、心身の状況・生活の状況に配慮したサポートが受けられるようになること。** 印西市ではどのように対策がとられているのでしょうか？今回の議会で聞きたいと思えます。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。市政への提言を心よりお待ち申し上げます。まだまだ勉強不足です。皆様と、牧の原の、印西市の将来を考えて参りたいと思えます。今後ともご指導 / ご支援よろしくお願い申し上げます。 ぐんじとしのり